

平成21年2月27日

高度人材受入推進会議 座長 田中直毅 殿

パーミットファンデーション 日本支部
支部長 大坪雄二郎

要 望 書

パーミット・ファンデーション（参加団体は後記のとおり）は、本邦における外国人の家族または配偶者が入国後すみやかに就労許可を受けられるよう働きかけをおこなっています。パーミット・ファンデーションの活動によって、外国人の家族もしくは配偶者が制限を受けずに就労許可を得ることができる国は世界の先進国を中心に現在18カ国にのぼり、さらに多くの国々が制約をなくしてゆく傾向にあるのは間違いありません。

これを受けまして、下記の「外国人家族もしくは配偶者に対する就労制限の撤廃」について高度人材受入推進会議におきまして議論していただき、その実現のために、ご尽力賜りますようお願いいたします。

記

外国人家族もしくは配偶者に対する就労制限の撤廃

1. 配偶者に制約のない就労を許可する事により、国、企業、そして労働者がそれぞれ利益を享受できる。
 - －国として海外からの高度人材受入れ促進を図ることができる。
 - －企業として夫婦で働く従業員、もしくはキャリア形成を続けたい配偶者を持つ従業員に魅力的な労働環境を提供することができる。
 - －自分の専門を生かして本邦でも働きたいと考える配偶者にとって大変意義のあることである。
2. 本邦の現状は、基本的に家族滞在資格では就労は不可である。つまり、企業内転勤者等の家族が本邦に入国したとしても、そのままでは一切の就労が禁止される。資格外活動許可を申請すれば、1週間に28時間以内の労働が許可されることがあるが、時間制限のために実質的には高度人材の就労機会が奪われている。

3. 問題点として、家族を帯同する多くの高度人材外国人が本邦に転勤して来ることを当初よりためらってしまう要因となっている。また、来日した企業内転勤者の配偶者が高度な能力を有している場合でもキャリアを中断せざるを得ないために転勤者が赴任半ばで他国へ転出する事例等が発生している。このように就労外国人の配偶者の就労制限は、高度人材の受入れ障壁となっており、人材の流動化を阻害している。また優秀な人材が他国へ流出してしまう要因ともなっている。

パーミット・ファンデーションとは、多数の企業がスポンサーとなって活動する非営利団体である、日本に滞在する外国人の家族もしくは配偶者が制約無く働けるように政府、関係官庁、団体に働きかける活動を行っています。

協賛企業（参加団体）

